

## 浜松市外国人学校教育事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、外国人の子どもの教育環境の充実を図るため外国人学校教育事業費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条の規定に基づく各種学校のうち、浜松市内に所在し、もっぱら外国人を対象とした教育を行い、その設置認可申請の際浜松市長が静岡県知事に設置要望した学校で、外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準(平成16年静岡県総務部長裁定)により認可されたものをいう。
- (2) 準学校法人立各種学校 前号に規定する外国人学校のうち、準学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条及び第64条第4項の規定による法人をいう。)が設置するものをいう。
- (3) 児童生徒 外国人学校に在籍し、浜松市内に住所を有する者とする。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、高等学校等就学支援金の支給を受けることができる学校の高等課程に在籍する者を除く。

### (補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 外国人学校であること。
  - (2) 市税を完納していること。
  - (3) 市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる経費は、外国人学校における児童生徒教育に係る経費のうち次に掲げるものとする。

(1) 教員人件費

(2) 教育関係経費(消耗品費、教材費、印刷製本費その他児童生徒の教育に要する経費をいう。)

2 次に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 事務職員人件費

(2) 賃借料及び光熱水費その他学校運営に要する恒常的な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費の2分の1以内とし、別表の算出基準により算定した額を上限額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする外国人学校は、浜松市外国人学校教育事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、5月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業に係る収支予算書

(3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書

(4) 在籍教員・児童生徒名簿(第2号様式)

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、交付申請書を別に定める日までに提出することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、浜松市外国人学校教育事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

(2) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部

に相当する金額を市に納付すること。

- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の2の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 事業完了後10日以内に別に定める様式により、実績報告書を市長に提出すること。
- (9) 規則に基づく市長の指示に従うこと。

#### (実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市外国人学校教育事業費実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後10日以内に行わなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業に係る収支決算書

#### (補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金額の確定の通知は、浜松市外国人学校教育事業費補助金額確定通知書（第5号様式）による。

#### (補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の補助金額確定通知書の受領後速やかに、請求書（第6号様式）により市長に補助金の請求を行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

別表（第5条関係）

次に掲げるア及びイを合算した額	
ア 学校割	1校あたり 1,000,000円
イ 児童生徒割	<p>(ア) 準学校法人立各種学校 当該年度の5月1日現在で在籍する児童生徒数に、40,000円を乗じて得た額</p> <p>(イ) (ア)以外の各種学校 当該年度の5月1日現在で在籍する児童生徒数に、10,000円を乗じて得た額</p>

第1号様式（第6条関係）

浜松市外国人学校教育事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

浜松市長

所在地

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

浜松市外国人学校教育事業費補助金交付要綱に基づく補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の額
- 3 交付を受けようとする補助金の額
- 4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）  
 浜松市外国人学校教育事業費補助金第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。
- 5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）  
 浜松市外国人学校教育事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。  
（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。  
・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
  - ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

## 6 添付書類

事業計画書

補助事業に係る収支予算書

市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書  
在籍教員・児童生徒名簿（第2号様式）

第2号様式（第6条関係）

在籍教員・児童生徒名簿

学校名

在籍教員

No.	氏名	担当業務	住所

※5月1日現在で在籍する教員について記入すること。

在籍児童生徒

No.	氏名	生年月日	住所

※5月1日現在で在籍する、第2条第3号の規定に該当する者を記入すること。

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市外国人学校教育事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました浜松市外国人学校教育事業費補助金について、次のとおり条件を付して交付いたします。

記

金 円

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
  - 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
  - 4 補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 5 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - 6 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
  - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - 8 事業完了後10日以内に別に定める様式により、実績報告書を市長に提出すること。
  - 9 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。



第4号様式（第8条関係）

浜松市外国人学校教育事業費実績報告書

年 月 日

（あて先）

浜松市長

所在地

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業  
が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日

2 事業の内容及び成果

3 交付を受けたい額

添付書類

事業実績書

補助事業に係る収支決算書

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市外国人学校教育事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けの浜松市外国人学校教育事業費補助金実績報告書を審査の結果、次の金額を 年度浜松市外国人学校教育事業費補助金として確定いたします。

記

金

円

請 求 書

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

ただし、 年度浜松市外国人学校教育事業費補助金

支 払 方 法	口 座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	普通預金 当座預金	第
口座名義（カナ）					

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称